

者であるとされている。その一方で不法に就労している外国出身介護労働者も 4 万人存在する。ドイツには 2007 年現在で約 20 万人の外国出身介護労働者が存在する。しかも、看護師の 3.8%は外国で養成されている（2005 年）。南欧のイタリアには多くの外国出身介護労働者がいる。約 100 万人存在し、すべての介護労働者の 72%を占めている。そのうち約 70 万人が在宅介護に従事している。北欧のスウェーデンでも、保健福祉分野の新規雇用者 1 万 9 千人のうち、20%が外国出身者である。高齢者や障害者の介護にあたる者の 13%が外国出身者となっている。

EU 地域以外では、アメリカでは介護従事者の 23%が外国出身者であり（2009 年）、登録看護師の 3.5%は外国で養成されている（2004 年）。カナダでは施設介護労働者の 23%が外国出身者である。また、登録看護師の 7.7%が外国で養成されている（2005 年）。オーストラリアでは、外国出身者は介護労働者の 25%を占め（2007 年）、高齢者介護施設に限って見ると 33%、在宅介護では 27%である。看護師の 12.5%は外国で養成されている（2005 年）。イスラエルには 5 万 5 千人の介護労働者が存在し、すべての介護労働者の 50%を占めている（表 1）。

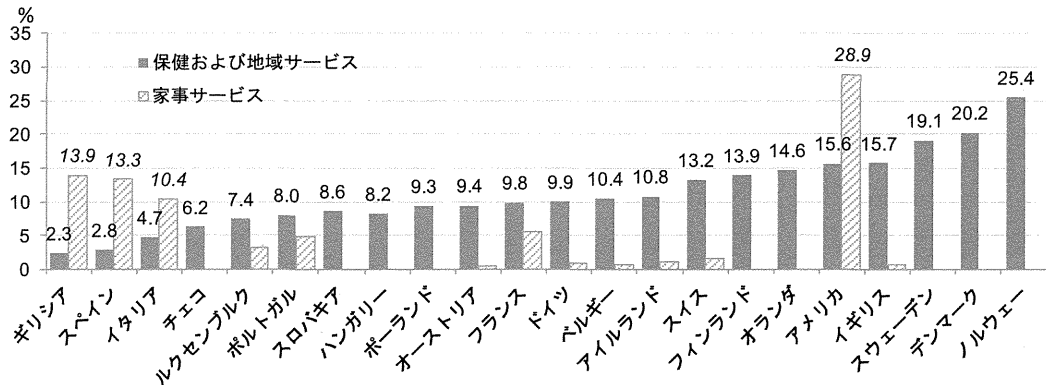
(2)外国出身労働者の中での位置

外国出身の労働者が介護労働に従事する割合はどの程度であろうか。それについて EU 地域を中心とした OECD 加盟国についてまとめたものが図 3 である。「保健および地域サービス」（介護よりは幅が広い保健医療、福祉関係の労働）に従事している外国出身労働者の割合が最も高いのは、ノルウェーの 25.4%である。デンマークの 20.2%、スウェーデンの 19.1%と北欧の国が続く。以下、イギリス（15.7%）、アメリカ（15.6%）、オランダ（14.6%）が続いている。最も低いギリシアは 2.3%であり、約 100 万人の外国人介護労働者がいると言われているイタリアでは 4.7%である。

一部の国では、「家事サービス」に従事する外国出身労働者の割合が高い。アメリカは他の国よりも広い定義になっているためであるが、28.9%となっている。「保健および地域サービス」で割合が低かった、ギリシア、スペイン、イタリアではそれぞれ、13.9%、13.3%、10.4%とアメリカの半分以下ではあるが、他の EU 地域の国と比べて突出して高い。

このように、「家事サービス」に従事する場合も実際には家族の介護や看護にあたっている可能性があるとする、「外国出身労働者」の間で介護に従事する割合が高いのは、北欧、南欧、アメリカであることが分かる（図 3）。

図3 外国出身の労働者のうち、保健および地域サービス、家事サービスに従事する者の割合
外国出身労働者に占める割合、2005-06年平均



注: アメリカの「保健および地域サービス」には「教育」を含む広い定義であり、「家事サービス」とは「その他のサービス」を指す。ドイツは2000年データのみ。

資料: ユーロッパ諸国は「ヨーロッパ共同体労働力調査」(データはユーロスタットから提供)、アメリカは「現住外国人人口調査」(3月補足調査)。OECD International Migration Outlook (2008)で報告されたもの。

出所: OECD "Help Wanted?"に一部加筆して引用(筆者仮訳)

(3)産業分野別の増減

わが国に限らず、世界の国や地域では社会の変化に応じて産業構造も変化している。EUの場合、就業者数の変化となって現れるこうした変化の中で、外国人介護労働者の位置はどのようになっているのだろうか。

表2. OECD加盟国(一部)における、国内出身者、外国出身者の雇用増減状況(増減が大きかった10の産業) 2007-2010年
EU各国(2008年~2010年への変化)

	国内出身者		外国出身者		
	増減 (1000人)	%	増減 (1000人)	%	
教育	438	3.3	156	33.7	在宅介護サービス
保健サービス	317	2.9	150	13.8	家事労働サービス
在宅介護サービス	279	8.2	84	8.0	教育
企業本社での仕事	232	24.4	77	9.2	建物および景観維持のサービス
施設を伴わない社会サービス	206	5.0	70	4.2	飲食業でのサービス
その他の専門、技術開発業務	172	22.5	68	18.9	作物および家畜の生産、狩猟および関連活動
建物および景観維持のサービス	169	7.0	58	12.4	施設を伴わない社会サービス
電気、ガス、蒸気、空調エネルギー製造	138	11.3	52	4.3	保健サービス
飲食業でのサービス	120	2.4	50	53.3	その他の専門、技術開発業務
機械設備の修理および設置	117	13.0	47	11.0	宿泊業
保険および年金ファンドを除く金融サービス	-224	-6.1	-30	-24.6	アパレル製造業
建設業	-226	-5.4	-33	-18.4	オフィス管理、事務作業支援、その他のビジネス支援
その他の対個人サービス	-233	-9.0	-34	-34.2	繊維製品製造業
機械および設備製造業	-262	-9.4	-38	-9.7	倉庫業および輸送サポート業
作物および家畜の生産、狩猟および関連活動	-270	-4.2	-39	-30.3	家具製造業
自動車およびトレーラー製造業	-270	-10.4	-46	-19.9	法律および会計業務
自動車および二輪車を除く卸売業	-317	-4.9	-58	-14.6	自動車およびトレーラー製造業
自動車および二輪車を除く小売業	-490	-3.1	-87	-17.1	機械および設備を除く金属製品製造業
機械および設備を除く金属製品製造業	-512	-14.6	-178	-13.9	専門的な建築活動
専門的な建築活動	-1479	-16.0	-193	-19.1	建設業

注: OECD加盟のEU諸国とは、スイスを除くEU加盟国である。

資料: ユーロッパ労働力調査、2008年(問1~問3)および2010年(問1~問3)

出所: OECD "International Migration Outlook 2011"より、一部加筆して引用(筆者仮訳)

表2はEU地域における2008年から2010年の産業別の就業者数の増減が大きかった10の産業を、国内出身者と外国出身者に分けて見たものである。これによると、国内出身者で就業者が最も増加した産業は教育の43.3万人であり、保健サービスの31.7万人、在宅介

護サービスの 27.9 万人が続く。増加率はそれぞれ、3.3%、2.9%、8.2%となっている。一方、減少が大きかった産業は、専門的な建築活動（147.9 万人）、機械および設備を除く金属製品製造業（51.2 万人）、自動車および二輪車を除く小売業（49.0 万人）である。

外国出身者について見ると、最も就業者が増えた産業は、在宅介護サービス（15.6 万人）、家事労働サービス（15.0 万人）、教育（8.4 万人）である。減少が大きかった産業として、建設業（19.3 万人）、専門的な建築活動（17.8 万人）、機械および設備を除く金属製品製造業（17.1 万人）である。

国内出身者、外国出身者ともに介護を含むサービス産業での増加が大きく、建設業、製造業、小売業、卸売業での就業者減少が大きい。在宅介護サービスについては、外国出身者の増加は国内出身者の約 56%に相当する。増加率で言うと、国内出身者の 4 倍に相当する伸びである。このように、EU の中では在宅サービスに従事する外国出身者の伸びが大きいことが分かる（表 2）。

(4)外国出身介護労働者の流入と流出など国境を超えた移動

外国出身介護労働者はどこから来るのであろうか。これについて統計を探るのは困難なところであるが、OECD（2011b）によると、OECD 加盟国を外国出身看護師の流入の状況別に見ると以下の 4 つのとおりになる（2000 年のデータによる）。

- ①流入・流出ともに高い国（ルクセンブルク、カナダ、イギリス、ニュージーランド、アイルランド）
- ②流入が多く、流出が少ない国（アメリカ、オーストラリア、オーストリア、チェコ）
- ③流出が多く、流入が少ない国（フィンランド）
- ④流入・流出ともに少ない国

外国出身介護労働者がやってくる経路は国により異なる。アメリカでは人材紹介会社が送り出し国で募集を行う。EU では低所得の加盟国が人材を送り出している。イギリスでは、就労に関係ないビザで入国している者が多い。フランスでは、アフリカ諸国と協定を結んでおり、ドイツでは、過去にポーランドやアルメニアなど東欧から受け入れている³。EU 以外では、イスラエルが最も大きな介護労働受け入れプログラムを持っている⁴。

(5)外国出身介護労働者の労働条件等

外国出身介護労働者の労働条件は決してよいものではない。OECD（2011b）によると、外国出身介護労働者は短期契約で就労するが、不規則な労働時間、低賃金などで熟練を要

³ 平成 26 年 4 月の OECD 医療課でのヒアリングによる。

⁴ 介護労働はイスラエルへの移民にとって主要な入国手段である。イスラエルでは、国民保険に介護給付があるため、彼らを雇用することができる。入国枠はないが、労働者側の条件（語学力など）、雇用者側の条件（介護ニーズ、医療記録の提出など）があり、入国や就労許可の基準となっている。実際の許可は在宅で 24 時間介護が必要な者に限られている。在留期間は 63 ヶ月であり、同じ雇用主に在宅介護をする場合に限り 1 年間延長が出来る。永住権を申請する制度は存在しない。また、外国人介護労働者は免許を持った人材斡旋会社に所属しなければならない。

しない労働に従事している。依頼者から虐待等を受けることもある。コミュニケーションの問題や移動の自由がなく、休みのない働き方であるため、彼らが人的、金銭的に搾取される形になっている。

5. まとめ

本論文の結論をまとめると、以下のとおりである。

- ① OECD 加盟国では高齢化の進展と要介護ニーズの高い 80 歳以上の者の増加が見通されている。介護政策の中では「外国出身介護労働者の受け入れ」は優先度が低い、OECD 加盟国には外国出身介護労働者が相当な数や割合で存在する。
- ② 外国出身労働者の中で介護労働に従事する者の割合は OECD 加盟国による差がみられる。そのような中、北欧、アメリカ、南欧でこの割合は高い。EU 全体で見た場合、外国出身の就業者の増加が最も大きかったのは「在宅介護サービス」であった。
- ③ 外国出身介護労働者の流入、流出の状況は国により異なる。またその経路も多様である。労働条件などは決して良くないケースが多い。

高齢化が進み、国によっては人口減少が見通される中、外国出身の介護労働者は OECD 加盟国の中で一定の位置を占めている。介護などの労働力は国内の人材でまかなうことが第一であるとはいっても、外国のマンパワーの力を借りることは今後わが国にとって政策の大きな選択肢となるであろう。その際にどのような仕組みで、どこから来るのか、労働条件、資格、家族の呼び寄せの可否など、介護労働者本人を受け入れるための仕組み以外のところ、さまざまな制度を構築しなければならない。今回は、外国出身介護労働者のデータの把握に焦点を置いたが、出身地、入国経路などは OECD や EU のデータでは把握が困難であった。外国人介護労働者多い国や制度が整った国に対する制度分析が必要であると思われる。

(参考文献)

- 1) OECD (2005), “Long-term Care for Older People”.
- 2) OECD (2007), “Trends in Severe Disability Among Elderly People: Assessing the Evidence in 12 OECD Countries and the Future Implications”, OECD HEALTH WORKING PAPERS 26.
- 3) OECD (2011a), “International Migration Outlook 2011”.
- 4) OECD (2011b), “Help Wanted?”.

Ⅲ. 資料編

人口減少期に対応した人口・世帯の動向分析と次世代将来推計システムに関する総合的研究 事業流れ図

